

安心 & 安全な 毎日のために 消防編



危険物安全週間

6月4日から10日までの1週間は、危険物安全週間です。石油類をはじめとする危険物は、事業所などに幅広く利用されています。また、国民生活に深く浸透し、危険物に対する安全確保の重要性はますます増大しています。この機会に危険物を見直し、適正な取り扱いをしましょう。

危険物ってなに？

危険物とは、消防法に定められているもので、一般に次のような危険性をもった物品をいいます。

- ① 火災発生の危険性が大きい
- ② 火災拡大の危険性が大きい
- ③ 消火の困難性が高い

私たちの身近には、ガソリン・灯油などがあります。取り扱いに注意しましょう。

新しい住宅防火の時代へ

消防法の改正により、一般の住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。新築住宅などについては、平成18年6月1日から施行されます。

全国の火災による死傷者の例を見ると、住宅火災で、しかも就寝中に多く発生しています。早期発見が大切な命を守ります。住宅用火災警報器の設置にご理解をお願いします。

住宅用火災警報器のQ&A

Q1 価格は？
どこに売っているの？
A 1個数千円です。防災機器の業者やホームセンターなどで売っています。

Q2 どこに設置するの？
A 寝室・階段です。

問い合わせ

- 庄原消防署 ☎0824-72-9911
- 東城消防署 ☎08477-2-4005
- 庄原消防署西城出張所 ☎0824-82-2193
- 庄原消防署高野出張所 ☎0824-86-2955
- 三次消防署口和出張所 ☎0824-87-2455
- 三次消防署甲奴出張所 ☎0847-67-2282

Q3 設置はいつから？
A 新築住宅…平成18年6月1日以降の新築時。
既存住宅…平成23年5月31日までに設置。

Q4 点検は必要？
A 必要ありません。日常の手入れと電池の交換をしましょう。また10年を目安に本体ごと交換してください。※詳しくは消防署へ問い合わせてください。また、これに伴い機器の押し売りなど、も予想されますので十分注意してください。

公文書の公開と個人情報の運用状況

総務課行政係 ☎0824-73-1123

平成17年度の庄原市の実施機関が持つ公文書の公開及び個人情報の運用状況をお知らせします。

市は、市民のみさんの公文書の公開を求める権利を明らかにし、市政に関する情報の公開について適正に行い、開かれた市政を推進することに努めています。

また、その一方で個人情報の保護が重要であることを認識し、市が保有する個人情報について、保護条例を制定しています。※個人情報ファイルの届出件数とは、各課において個人情報を扱っている文書の届出件数のことです。

①公文書の開示請求などの状況 (H18.3.31現在)

請求を受けた機関	請求件数	公開・非公開決定などの内訳			
		公開	部分公開	非公開	不存在など
市長	28	22	1	—	5
教育委員会	12	11	—	—	1
合計	40	33	1	—	6

※情報公開に関する相談や公文書の閲覧などに応じるため、市役所本館2階に閲覧室を設けています。閲覧を希望される人は総務課までお問い合わせください。なお、平成17年度の閲覧室での情報提供件数は、56件でした。

②個人情報ファイルの届出件数及び自己情報開示等請求件数 (H18.3.31現在)

実施機関区分	ファイルの届出件数	開示請求件数	公開・非公開決定などの内訳	
			公開	非公開
市長	126	1	1	—
教育委員会	13	—	—	—
選挙管理委員会	19	—	—	—
監査委員	1	—	—	—
公平委員会	1	—	—	—
農業委員会	5	—	—	—
水道事業管理者	6	—	—	—
病院管理者	4	—	—	—
議会	2	—	—	—
合計	177	1	1	—

(平成17年度中、個人情報に関する訂正、削除及び中止の請求はありませんでした。)